

特集

知っていますか？里親制度 ～知ること、できることがある～

皆さんは“里親”と聞くと、どのようなことをイメージしますか？

「養子縁組すること？」や「特別な資格が必要？」など、里親という言葉は聞いたことはあるけど、「詳しくは知らない」という方も多いのではないのでしょうか。

里親は、さまざまな理由で親と離れて暮らす子どもたちにとって、心身が健やかに成長するために必要なものであり、「家庭」の温かさや「わたしだけ、ぼくだけを見てくれる大人」の存在を知るための機会でもあります。

今号では里親とはどのようなことをするのか、里親の種類や里親になるまでの流れなどについてご紹介します。

里親の現状

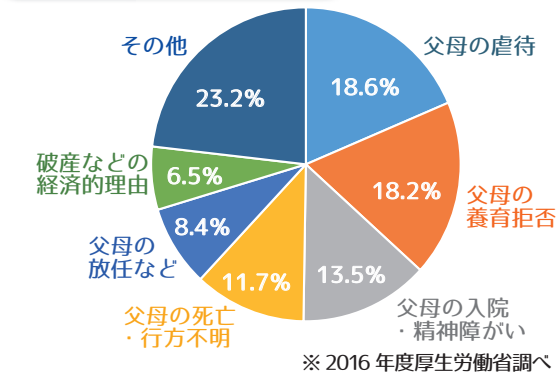
父母の虐待や養育拒否などの理由で親と暮らせない子どもを、自分の家庭に迎え入れて養育する人を里親と言います。

全国には、家族と離れて暮らす子どもが約45,000人います。そのうち里親家庭で暮らしている子どもは約7,000人しかいないなど、まだまだ里親が足りていません。

～里親による養育の効果～

子どもの成長には、家庭での時間や経験が大きな役割を担っています。家族と離れて暮らす子どもには、里親のもと愛情を注がれた家庭環境で養育されることで、自己肯定感や基本的信頼感が得られるほか、将来の家庭を築く上でのモデルにすることができます。

里親に委託された理由



里親等委託率

委託先	委託率
里親等	20.5%
乳児院・児童養護施設	79.5%

※里親等：ファミリーホームを含む
 ※里親等委託率（2018年度）厚生労働省調べ
 里親等 7,104人・乳児院・児童養護施設・里親等 34,690人

家族と離れて暮らす子どもが多くが施設に入所しています

里親のカタチ

里親には一定期間養育する「養育里親」のほかにも、週末などに一時的に子どもを預かる「ふれあい里親」などがあり、自分にあった里親のカタチを見つけることができます。



養育里親

家庭で生活できない子どもを一定期間養育する里親。
 ※養育期間は、子どもの状況に応じて変わります。

養子縁組里親

養子縁組によって子どもと法的な親子関係を結ぶことを前提として養育する里親。

ふれあい里親

長期休み、週末などに数日～1週間程度、子どもを家に迎え入れる里親。
 ※短期間の里親です。

ほかには…

虐待により専門のケアを必要とする子どもや障がいのある子どもを養育する**専門里親**、両親の死亡などで育てられなくなった子どもを親族が養育する**親族里親**があります。

里親になるまで

何より必要なのは子どもの養育に対する理解や熱意、そして子どもへの豊かな愛情です。里親に必要な知識は研修で身に付けることができます。

Step ① 相談

地域の児童相談所へ相談し、里親制度について説明を受けます。



Step ② 研修・家庭訪問

研修を受講するほか、乳児院などの施設で実習も行います。その後、児童相談所職員などが家庭を訪問し、調査を行います。



Step ③ 登録

都道府県の審査を経て、認定されると里親として登録されます。



Step ④ 子どもとの出会い

子どもの紹介を受けて面会し、一緒に外出や外泊などをして交流します。



Step ⑤ 里親委託

子どもとの生活が始まります。



支援・サポート体制

支援

里親制度では里親手当、生活費、教育費が支給され、医療費は全額公費負担となります。

里親制度による主な支給額(月額)

※養育里親の場合

【里親手当】
1人/90,000円

【生活費】
乳児/59,150円
乳児以外/51,610円

※別途、教育費・医療費も支給されます



サポート体制

児童相談所には里親委託推進員が配置されており、常時相談を受け付けています。

定期的に里親会によるサロンが開催されるほか、レクリエーションが行われるなど、里親同士で交流できる場があります。



レクリエーション



里親大会

里親経験者の声

里親として初めて子どもを迎え入れたのは、40年前になります。子どもに恵まれなかった私たち夫婦は、知人に里親制度の話聞き、ぜひ育ててみたいと思ったのがきっかけで、これまで10人の子どもを迎え入れ、そのうち3人とは養子縁組を結んでいます。

里親になったばかりのときは、里親としての責任や子どもの世話をしなくてはとの気負いもありましたが、子どもと生活していく中で、いつも通りの生活を送ることが大切だと思いました。子どもたちが思春期のころは少なからず苦労したこともありましたが、子どもと向き合う中で自分も勉強させてもらうことがたくさんありました。ほかにも、子どもたちを通じて、学校や地域で深いつながりができるなど、より多くの人との交流が生まれました。

今では子どもたちも自立し、それぞれに生活していますが、時折「ただいま」と言って顔を出してくれるなど、子どもたちの帰る場所になれたことは里親をして本当に良かったと思っています。



小口 晋さん

※小口さんは、市内の里親経験者であり、栃木県里親連合会の会長として里親制度の普及啓発に取り組まれています。

子どもたちのために…

里親制度について興味がある、里親になりたい方は、ぜひお問い合わせください。

【問い合わせ】

県北児童相談所 ☎(36)1058
 矢板市子ども課 ☎(44)3600

